

令和5年度 指定管理者管理運営評価シート

施設名		内子町老人デイサービスセンター		
指定管理者	名称	社会福祉法人内子町社会福祉協議会 会長 堀本増隆		
	所在地	喜多郡内子町内子1515番地		
指定管理料		条例に基づき、利用者の介護度や区分、提供内容により設定 R5決算額27,040,477円※介護予防報酬 要支援1で月額17,980円～	選定方法	総得点方式
指定期間		令和4年7月1日 ～ 令和9年6月30日（5年間）		
評価担当課		保健福祉課	担当課長名	久保宮賢次
施設の概要		【所在地】 喜多郡内子町五十崎甲945番地3 【設置目的】 老人福祉法、介護保険法の規定による通所介護を提供する。 【構造】 鉄筋コンクリート造平屋建（延床面積150.10㎡） 【運営方針】 要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要なサービスを提供する。		
指定管理者の業務		・介護保険法（平成9年法第123号）の規定による通所介護の提供 ・概ね65歳以上で、町長がセンターの利用を必要と認めるものに対する通所介護の提供 ・老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する措置を受けた者に対する便宜の提供		

評価項目		評価の内容	評価	備考
1	人員配置などの実施体制	仕様書、事業計画書どおりの人員配置がなされているか。	4	
		事業計画書に即した職員研修が実施されているか。	4	
		指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか。	—	
2	施設、整備及び備品の維持管理状況	仕様書等に基づき適正に維持管理業務が実施されているか。	4	
		整理整頓、清掃がなされており、植栽等についても美観を損なっていないか。	4	
		法定保守点検について、点検内容、時期等が法令基準に基づき実施されているか。	4	
		法定保守点検において、異常が認められた場合、また、修繕が必要な箇所が見つかった場合、適切な処置が実施されたか。	4	
		備品等に過不足がなく、適正に管理されているか。	4	
3	サービス向上への取組状況	ホームページなどで積極的に情報提供が行われているか。	4	
		特定の利用者を優遇したり、法令に基づく手続きを経ることなく、利用者を制限している事例はないか。	4	
		利用者に対して調査（アンケート、意見箱等）を行ったか。	—	
		苦情やトラブルに対し適切、迅速に対応しているか。	4	

評価項目		評価の内容	評価	備考
4	防犯、防災対策への取組状況	緊急時の連絡体制は整っているか。避難訓練等は実施されているか。	4	
		リスクに応じた保険等に参加しているか。	4	
5	個人情報保護の処置状況	個人情報は適正に管理されているか。	4	
6	経理の執行管理状況	適正に経理処理が実施されているか。	4	
		収支計画書と大きな隔たりはないか。	4	
		定められた使用料等を適正に収受しているか。	4	
7	施設利用状況	前年同期と比較し、利用者数、施設稼働率に著しい差異はないか。	3	
8	町への報告体制の確保	実績報告、その他必要な報告が適切に提出されているか。	4	
9	今後、検討調整が必要な事項	高齢者が住み慣れた地域で利用できる施設として、生き生きとした在宅での生活を継続できる一助となっている。また、感染防止対策を実施し、高齢者が安心して利用できる施設である。		
10	今後の管理方針	今後も、介護保険法に定める人員基準や運営基準に違反のないよう事業を展開していく。		
評価（90点満点）		71 / 90	総合評価	B

評価の基準	5	非常に良い
	4	良い
	3	普通
	2	悪い
	1	非常に悪い
	－	該当なし

※該当項目がない場合は除いて評価する。

総合評価

90%以上	A
70%～89%	B
50%～69%	C
31%～49%	D
30%以下	E

※自動計算します。